

# 草津市協働のまちづくり条例の要点

## 1. 条例の趣旨

人々のライフスタイルや価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、市だけでは解決できないこと、また市民だけでも解決できない問題が地域で増大しています。このような地域の課題を解決するためには、市民と市民が、または市民と市が責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携、協力する協働の取組みが重要となってきています。

草津市の市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととし、まちづくりにおける協働について定めています。

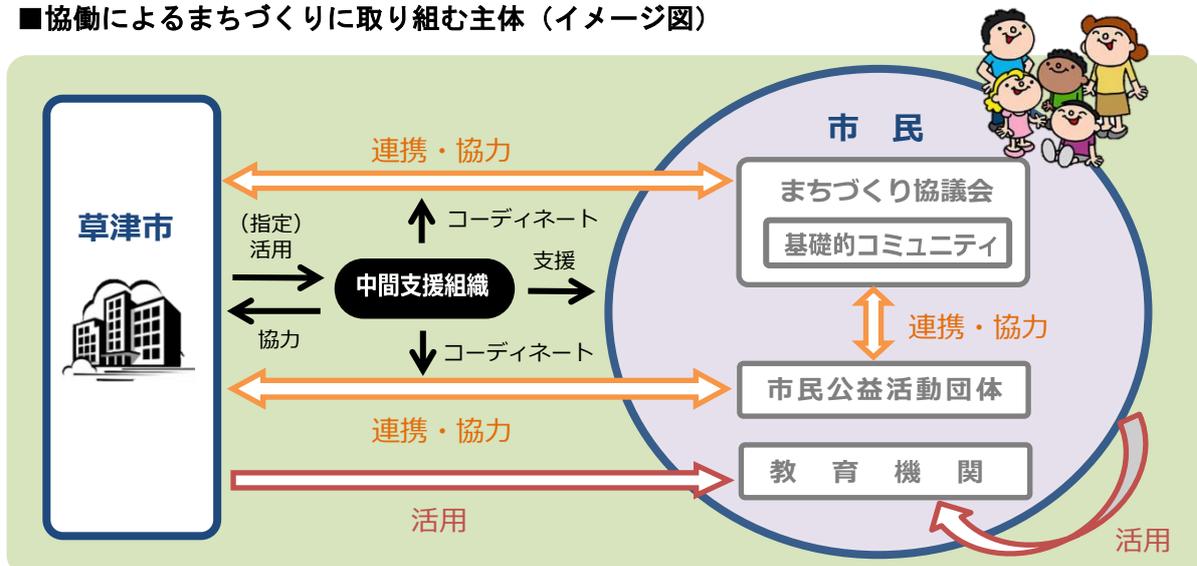
これまで、本市では、「草津市協働のまちづくり指針」「草津市協働のまちづくり行動計画」「草津市市民協働推進計画」を策定し、協働の取組みを推進してきました。こうしたこれまでの取組みをもう一步前に進めるため、今回の条例を制定する運びとなりました。

## 2. 条例の概要

### ■条例制定の目的

- ①協働によるまちづくりのルール（＝基本的事項）を定めます。
- ②住み良いまちの実現を図るために、市民と市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりに取り組みつつ、協働によるまちづくりを推進します。

### ■協働によるまちづくりに取り組む主体（イメージ図）

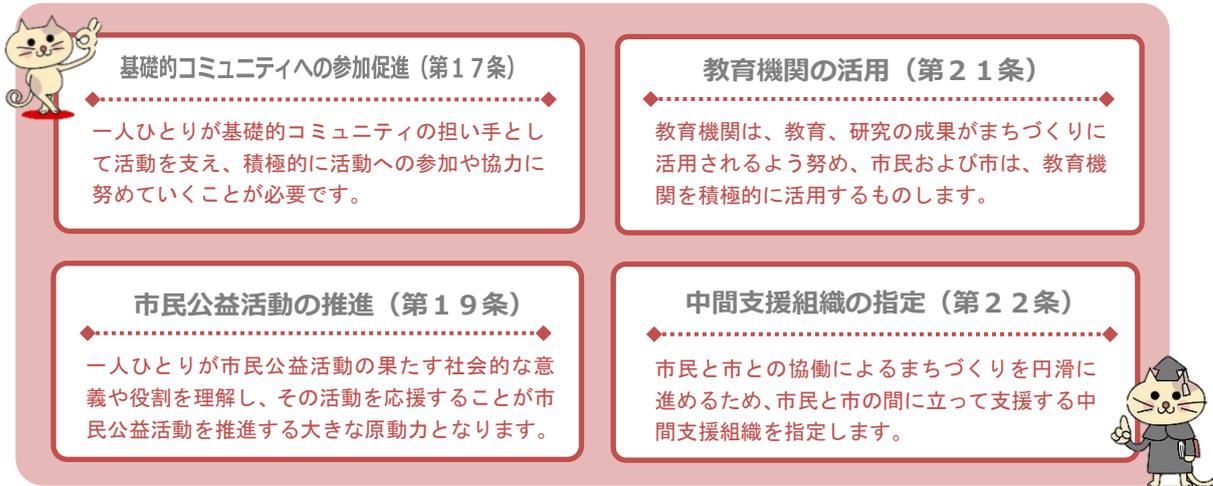


## ■まちづくり協議会

地域における代表性を担保し財政等の支援を行うため、一定の要件を設け、市が認定します。



## ■基礎的コミュニティ／市民公益活動団体／教育機関／中間支援組織



## ■市の取組み

